

氏名（

）

★今日はこのプリントに書きこみます。

今日は確認問題だよ。がんばって！



先週の課題は終わっているかな？まだノートにまとめていない人は先にそちらをやろう！

## (1) 日本国憲法の考え方（教科書P10～11）

①日本国憲法の三つの原則を書きましょう。

・政治のあり方を国民が決める………

・二度と戦争をしない……………

・生まれながらの権利を大切にする…

②（　　）に数字やことばを書きましょう。

日本国憲法は、太平洋戦争が終わり、人々が（　　）を願う中で（　　）年A11月3日に公布され、翌年の（　　）月（　　）日

に施行されました。

※公布（こうふ）……法などの内容を、国民または住民に広く告げ知らせること。

※施行（しこう）……公布された法の効力を発生させること。

Aの11月3日は（　　）の日、Bの日は憲法記念日として国民の祝日になっているね！！

## (2) 基本的人権の尊重（教科書P14～15、資料集P6～7）

① ( ) にことばを書きましょう。

基本的人権は、人が( )ながらにもっているおかすことのできない権利として、すべての( )に保障されている。

わたしたちは自分だけでなく、おたがいの権利を( )する態度を身につけるように努力しなければならない。

② 下のア～カから、国民の権利と国民の義務に分けて、□に記号を書きましょう。（両方にあてはまるものもあります）

◆国民の権利……

◆国民の義務……

ア

働く人が団結する



イ

税金を納める



ウ

仕事について働く



エ

教育を受ける



オ

子どもに教育を受けさせる

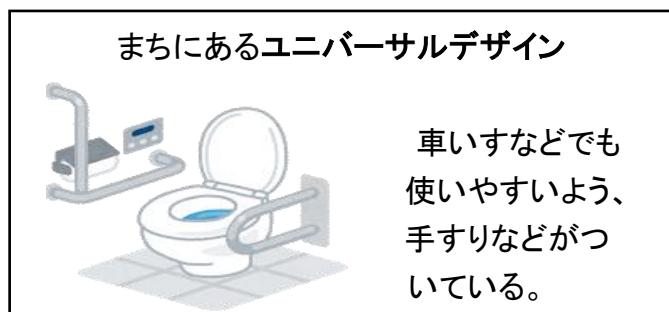


カ

健康で文化的な生活を営む



③ ( ) にことばを書きましょう。



( ) の人にとって  
( ) 形や機能を  
考えたデザイン。



(3) 国民主権（教科書 P16~17、資料集 P6~7）

① ( ) にことばを書きましょう。

政治に参加する権利のことを  
参政権というよ。



あ  
議員を ( ) で選ぶ



い  
憲法改正を ( )  
で決める



う  
( ) 裁判所の  
裁判官として適している  
か判断する【国民審査】

② ( ) にあうことばを [ ] から選んで書きましょう。

- ・憲法では ( ) を、国や国民のまとまりの ( ) と定めており、( ) についての権限をもたない。
- ・国会の召集や条約の公布など、天皇の仕事を ( ) という。

しょうちゅう  
象徴

ないかく  
内閣

こくじこうい  
政治

こくじこうい  
国事行為

さいばんかん  
裁判官

てんのう  
天皇

#### (4) 平和主義（教科書P18~19、資料集P6~7）

① ( ) にことばを書きましょう。

- 【日本国憲法第9条（やさしくしたもの）】

日本国民は、( ) を願い、( ) をしたり、  
( ) でおどしたりすることを、国と国の争いを解決する方法  
としては、永久に( ) する。

- 【平和をいのる式典】

各地で行われる平和をいのる式典や語り部の活動を通して、



( ) の悲惨さや( ) の尊さを伝える。

- 【自衛隊】

日本には自衛隊があり、日本の( ) と( ) を守って  
いる。大規模な( ) が起きたときに、国民の( )  
や財産を守る活動をすることも、自衛隊の重要な仕事の一つ。



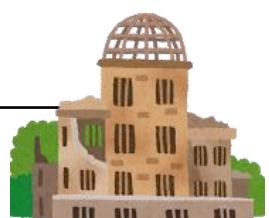
②非核三原則について、( ) や「」にことばを書きましょう。

日本は、世界でただ一つの被爆国として、( ) を  
「 、 、 」という  
【非核三原則】をかけています。



全部できたかな？ふふふ。

見直しもしっかりしようね！ふふふ。



◆できた人のための発展問題◆（ノートに書きましょう）

①国民の権利にはどのようなものがあるかまとめよう。

②天皇の仕事にはどのようなものがあるかまとめよう。

③平和を願って作られた記念碑や広場、建物などを調べてまとめよう。

★今日はこのプリントに書きこみます。

今日は確認問題だよ。がんばって！



先週の課題は終わっているかな？まだノートにまとめていない人は先にそちらをやろう！

### (1) 日本国憲法の考え方（教科書 P10～11）

①日本国憲法の三つの原則を書きましょう。

・政治のあり方を国民が決める………

**国民主権**

・二度と戦争をしない……………

**平和主義**

・生まれながらの権利を大切にする…

**基本的人権の尊重**

②( )に数字やことばを書きましょう。

日本国憲法は、太平洋戦争が終わり、人々が( 平和 )を願う

中で(1946)年[A]11月3日に公布され、翌年の[B](5)月(3)日

に施行されました。

※公布(こうふ)……法などの内容を、国民または住民に広く告げ知らせること。

※施行(しこう)……公布された法の効力を発生させること。

Aの11月3日は( 文化 )の日、Bの日は

憲法記念日として国民の祝日になっているね！！



## (2) 基本的人権の尊重（教科書P14～15、資料集P6～7）

① ( ) にことばを書きましょう。

基本的人権は、人が（**生まれ**）ながらにもっているおかすことのできない権利として、すべての（**國民**）に保障されている。わたしたちは自分だけでなく、おたがいの権利を（**尊重**）する態度を身につけるように努力しなければならない。

② 下のア～カから、国民の権利と国民の義務に分けて、□に記号を書きましょう。（両方にあてはまるものもあります）

◆国民の権利……

**ア、ウ、エ、カ**

◆国民の義務……

**イ、ウ、オ**

**ア**

働く人が団結する



**イ**

税金を納める



**ウ**

仕事について働く



**エ**

教育を受ける



**オ**

子どもに教育を受けさせる



**カ**

健康で文化的な生活を営む



③ ( ) にことばを書きましょう。

まちにあるユニバーサルデザイン



車いすなどでも  
使いやすいよう、  
手すりなどがつ  
いている。

( **すべて** ) の人にとって

( **使いやすい** ) 形や機能を  
考えたデザイン。

(3) 国民主権 (教科書 P16~17、資料集 P6~7)

① ( ) にことばを書きましょう。

政治に参加する権利のことを  
**参政権**というよ。



あ

議員を ( **選挙** ) で選ぶ



い

憲法改正を ( **国民投票** )  
で決める



う

( **最高** ) 裁判所の  
裁判官として適している  
か判断する【国民審査】

② ( ) にあうことばを [ ] から選んで書きましょう。

- ・憲法では ( **天皇** ) を、国や国民のまとまりの ( **象徴** )  
と定めており、( **政治** ) についての権限をもたない。
- ・国会の召集や条約の公布など、天皇の仕事を ( **国事行為** ) という。

しょうちょう  
**象徴**

ないかく  
**内閣**

こくじこうい  
**政治**

こくじこうい  
**国事行為**

さいばんかん  
**裁判官**

てんのう  
**天皇**

#### (4) 平和主義（教科書P18~19、資料集P6~7）

①（ ）にことばを書きましょう。

- 【日本国憲法第9条（やさしくしたもの）】

日本国民は、（世界平和）を願い、（戦争）をしたり、  
（武力）でおどしたりすることを、国と国の争いを解決する方法  
としては、永久に（放棄）する。

- 【平和をいのる式典】

各地で行われる平和をいのる式典や語り部の活動を通して、



（戦争）の悲惨さや（平和）の尊さを伝える。

- 【自衛隊】

日本には自衛隊があり、日本の（平和）と（安全）を守っている。大規模な（自然災害）が起きたときに、国民の（生命）や財産を守る活動をすることも、自衛隊の重要な仕事の一つ。



②非核三原則について、（ ）や「 」にことばを書きましょう。

日本は、世界でただ一つの被爆国として、（核兵器）を  
「もたない、つくらない、もちこませない」という  
【非核三原則】をかけています。



全部できたかな？ふふふ。

見直しもしっかりしようね！ふふふ。

◆できた人のための発展問題◆（ノートに書きましょう）

①国民の権利にはどのようなものがあるかまとめよう。

②天皇の仕事にはどのようなものがあるかまとめよう。

③平和を願って作られた記念碑や広場、建物などを調べてまとめよう。